



目 次	ページ
規 則	
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	5
◎高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定 (環境共生課)	7
◎高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の指定管理者の指定 (")	7
◎高知県中小企業等協同組合法施行規程の一部改正 (経営支援課)	7
◎高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定 (森づくり推進課)	7
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	7
○換地処分公告 (")	8
○換地計画の適否決定 (四万十町) (2件) (")	8
○換地処分届出 (四万十町) (")	8
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	8
高知県教育委員会告示	
○学校教育法の規定による技能教育のための施設及び連携科目等の指定 (教育委員会 高等学校課)	8
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正 (12・26揭示)	8
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	11
招請公告	
○招請 (浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務の一般競争入札参加申請) の公告 (公園下水道課)	13
	(1・7 揭示)

規 則

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則 (昭和25年高知県規則第87号) の一部を次のように改正する。

- 目次中「第9条の2」を「第9条の8」に改める。
- 第1条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「免許申請書」を「免許申請書 (次条において「免許申請書」という。）」に改め、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に、「同項に定める」を「前項に規定する」に改める。
- 第2条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「免許証」を「免許証 (以下「免許証」という。）」に改める。
- 第3条第2号中「本籍地の都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)、」を削り、同条第3号中「二級建築士試験合格の年月日」を「二級建築士試験の合格年月日」に、「免許の年月日」を「免許年月日」に改め、同条第4号中「又は業務の停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に、「これらの処分」を「当該処分」に改め、同条に次の2号を加える。
- (5) 法第22条の2第2号に掲げる講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
- (6) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
- 第4条第1項中「その変更」を「当該変更」に、「添え」を「添えて」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。
- 第5条の見出しを「(免許証の再交付)」に改め、同条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「前項の規定によって」を「第1項の規定により」に、「これを」を「当該発見した免許証を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。
- 第6条の見出しを「(免許証の返納、免許の取消しの申請等)」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「死亡し、又は」を削り、「死亡又は失そうの」を「失そうの」に、「死亡又は失そう宣告」を「当該失そう宣告」に改め、「免許証を添えて」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「免許

の」を「法第9条第1項第1号の規定による免許の」に改め、「これを」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

二級建築士は、法第8条の2第3号に該当した場合において、同条の規定による届出をするときは、別記第3号様式の2による届出書に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

第7条第1項中「免許」を「法第9条第1項若しくは第10条第1項の規定により二級建築士の免許」に、「前条第2項の」を「前条第3項の規定による」に改め、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に、「抹消した日」を「当該抹消した日」に改める。

第8条中「法」を「二級建築士は、法」に、「届出は」を「届出をするときは」に、「よる住所等の届出書によって行わなければ」を「よらなければ」に改める。

第9条中「規定によって」を「規定により」に、「領置することがある」を「領置することができる」に改める。

第9条の2中「前各条」を「第1条の2から前条まで」に、「、「木造建築士名簿」を「木造建築士名簿」と、第3条第3号中「二級建築士試験」とあるのは「木造建築士試験」と、同条第5号中「第22条の2第2号」とあるのは「第22条の2第3号」に改める。

第2章中第9条の2の次に次の6条を加える。

(閲覧所の設置)

第9条の3 法第6条第2項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿 (以下「名簿」という。) を一般の閲覧に供するため、高知県土木部建築指導課内に二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧所 (以下「閲覧所」という。) を設置する。

(名簿の閲覧時間)

第9条の4 名簿の閲覧時間は、県の執務時間内とする。

(閲覧所の休日)

第9条の5 閲覧所の休日は、高知県の休日を定める条例 (平成元年高知県条例第2号) 第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧手続等)

第9条の6 名簿の閲覧をしようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧の目的その他必要な事項を記入し、閲覧所の係員の指示に従わなければならない。

2 名簿の閲覧をする者は、名簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない。

(閲覧の停止等)

第9条の7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、名簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則の規定に違反した者
- (2) 名簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損するおそれがあると認められる者

<p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 (建築士事務所登録簿等の閲覧)</p> <p>第9条の8 法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類(次項において「建築士事務所登録簿等」という。)を一般の閲覧に供するため、高知県土木部建築指導課内に建築士事務所登録簿等閲覧所を設置する。</p> <p>2 第9条の4から前条までの規定は、建築士事務所登録簿等の閲覧について準用する。この場合において、第9条の4中「名簿」とあるのは「建築士事務所登録簿等(法第23条の9各号に掲げる書類をいう。以下同じ。)」と、第9条の5及び第9条の6第1項中「閲覧所」とあるのは「建築士事務所登録簿等閲覧所」と、前2条中「名簿」とあるのは「建築士事務所登録簿等」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条を次のように改める。</p> <p>第10条 削除</p> <p>第12条の見出し中「免除等」を「免除」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「第14条」を「第14条第1項」に、「以下」を「同条第3項において」に、「添付して行わなければ」を「添えてしなければ」に改める。</p> <p>第14条第1項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に、「二級建築士等試験事務(以下「試験事務」を「二級建築士試験の実施に関する事務(次項において「二級建築士試験事務」に、「に、次の書類(法第15条第1号(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者のうち同条第1号(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。))に該当する者及び同条第3号に該当する者のうち同条第1号(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。))に該当する者に準ずるものとして知事が認める者)にあっては、次の第1号及び第3号に掲げる書類)」を「(第3項において「受験申込書」という。))に、次に掲げる書類」に改め、「これを」を削り、同項第1号ア中「学校を」を「学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に、「その証明書」を「当該証明書」に改め、同号ウ中「実務の」を「建築実務(法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下この項において同じ。))の」に、「実務経歴書」を「建築実務経歴書及び当該建築実務の経験を証する書類」に改め、同項第2号中「実務の」を「法第15条第1号、第2号又は第3号に該当する者にあっては、建築実務の」に、「実務経歴書(前号ウに該当する者を除く。))」を「建築実務経歴書及び当該建築実務の経験を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。</p> <p>(3) 申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真</p> <p>第14条第2項中「試験事務」を「二級建築士試験事務」に改め、同条第3項中「その試験」を「当該二級建築士試験」に、</p>	<p>「の提出及び同項第2号に掲げる書類」を「及び同項第2号に掲げる建築実務の経験を証する書類の提出並びに同号に掲げる建築実務経歴書」に改める。</p> <p>第16条の見出し中「措置」を「措置に関する報告」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項」を「法第13条の2第2項」に、「第1項に規定する」を「同条第1項に規定する二級建築士試験に係る」に改め、同項第5号を次のように改め、同項を同条とする。</p> <p>(5) 前各号に掲げる事項のほか、参考となる事項</p> <p>第18条第1項中「第15条の17第2項に規定する」を「第15条の6第2項の規定による」に改め、同項第2号中「試験事務」を「法第15条の6第1項に規定する二級建築士等試験事務(以下「試験事務」という。))」に改め、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、同項第10号中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第1項に規定する試験委員」を「第15条の3第1項の試験委員(第21条において「試験委員」という。))」に改め、同項第11号を次のように改める。</p> <p>(11) 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しないことを誓約する旨を記載した書類</p> <p>第18条第2項第12号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に改める。</p> <p>第19条中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の4第2項」を「第10条の6第2項」に改める。</p> <p>第20条第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の5第1項の規定により」を「第10条の7第1項の規定による」に改め、同条第2項中「法第15条の17第5項」を「当該選任に係る者が法第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する誓約書」を「第10条の5第2項第4号イ又はロの規定に該当しないことを誓約する旨を記載した書類」に改める。</p> <p>第21条中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の6第3項」を「第15条の3第3項」に改める。</p> <p>第22条第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の8第1項前段の規定により」を「第10条の9第1項前段の規定による」に、「当該認可」を「当該認可」に、「添え、これを」を「添えて、」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の8第1項後段の規定により」を「第10条の9第1項後段の規定による」に改める。</p> <p>第23条第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の9第1項前段の規定により」を「第10条の10第1項前段の規定による」に、「当該</p>	<p>認可」を「当該認可」に、「添え、これを」を「添えて、」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の9第1項後段の規定により」を「第10条の10第1項後段の規定による」に改める。</p> <p>第25条の見出し中「許可」を「許可の申請」に改め、同条中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の13第1項の規定により」を「第10条の15第1項の規定による」に改める。</p> <p>第26条中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の4第1項及び第3項、法第15条の13第2項、法第15条の14第4項並びに法第15条の15第2項」を「第10条の6第1項及び第3項、第10条の15第3項、第10条の16第3項並びに第10条の17第3項」に改める。</p> <p>別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。</p>
--	--	--

別記
第1号様式 (第1条の2関係)

二級 木造 建築士免許申請書			
〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当するものの□の中に \blacktriangle 印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許年月日を記入してください。			
			高知県収入証紙 はり付け箇所
私は、二級木造建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添えて申請します。			
私は、以下に記入した事項が真実かつ正確であることを誓います。			
年 月 日			
			氏名..... $\text{\textcircled{R}}$ (署名)
高知県知事 様			
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
本籍地の 都道府県		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現住所			
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年月日及び番号		
	合格年月日	年 月 日	合格番号 第 号
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣言も、これに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる <input type="checkbox"/>	いない <input type="checkbox"/>
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		年 月 日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		年 月 日
4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
あるときは、その日		年 月 日	
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
※審査			
※登録番号		※登録年月日	年 月 日
		※受付番号	

第2号様式 (第2条関係)

二級 木造 建築士免許証	
本籍地の都道府県	
(氏名)	
年 月 日生	
二級 木造 建築士登録番号	第 号
二級 木造 建築士登録年月日	年 月 日
建築士法（昭和25年法律第202号）により二級木造建築士の免許を与えたことを証する。	
年 月 日	
高知県知事 $\text{\textcircled{R}}$	

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第6条関係)

二級
木造 建築士免許絶対的欠格事由該当届出書

私は、この度建築士法第7条第3号、第4号に該当しましたので、免許証を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名



記

1 ふりがな 氏	
2 生年月日	年 月 日
3 性別	男 ・ 女
4 本籍地の都道府県	
5 登録番号	第 号
6 登録年月日	年 月 日
7 絶対的欠格事由に該当することになった理由	

別記第6号様式中「実務経歴書」を「建築実務経歴書」に、
 「4.0cm」を「3.5cm」に、
 「5.5cm」を「4.5cm」に、

「卒、中退の別」を「卒業又は中退の別」に改める。

別記第7号様式中
 「実務経歴書」
 を
 「建築実務経歴書」
 に改め、同様式注中「職務内容欄」を「職務内容」欄に、
 「実務経歴書欄の記入も必要ありません」を「建築に関する実務の経歴を記入する必要もありません」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
弘見	大ノクボ	2の地先の水路である町有地の一部	飯ノ川	坂バ
飯ノ川	坂バ	258の2の一部、259の1の一部、259の2の一部、259の3	弘見	大ノクボ
弘見	大ノクボ	3の2の一部、3の3の一部、5の1の一部、8の1、10の1から10の4まで		榎才能

榎才能	20の一部、21の一部、23の一部、24の1の一部、25の一部、26の2の一部、27の1、28、29
中切	50の1の一部、50の2の一部
榎才能	20の一部、21の一部
ホキ	48の1の一部、48の2の一部
ミドロ	62の一部、75の1の一部
中込	118の2の一部、118の6
ホキ	47の1の一部、47の2の一部、47の4の一部、47の5の一部、48の2の一部
松バノクボ	76の2、76の7、77の1の一部、77の7の一部
中込	118の2の一部
ミドロ	74の1の一部
マトヲバ	487に隣接する水路である町有地の一部
中込	116の1の地先の道路である町有地の全部
松バノクボ	87の一部、88の一部、89の一部
中込	103の1、103の2、104の1、104の2、106、107の一部、110の一部、111の一部
大ヤシキ	134の一部、135の一部、151の一部

ホキ	
中切	
ミドロ	
松バノクボ	
西ノ後	

マトヲバ	487
中切	59の2、60
松バノクボ	89の一部
西ノ後	90の一部、91の1の一部、91の2の一部
大田	119の1、119の2、120、121の1の一部、121の2から121の4まで、122、123の一部、124の一部、125の一部、127の一部
中込	110の一部、111の一部、112の一部
大田	123の一部、125の一部、128の1の一部、128の2の一部、129の一部、130の一部、131、132
古市	167の一部
池田	169の一部、170、171の一部、173の一部、174の一部
大ヤシキ	135の一部、137の一部、139の2の一部、139の3、141の一部、142、145、148から150まで、151の一部
池田	174の一部、175の一部
古市	153の1の一部、153の2、154の一部、155の一部、157の1の一部、158の一部、159の一部、160の一部、161の一部

中込	
大ヤシキ	
古市	
ハルキ	

スゲサワ	455の1、455の3の一部、456の1の一部			高樋	205の一部、211の一部、212の一部、213、214			ウチハルキ	368の一部		ホドワカ
古市	158の一部、159の一部、160の一部、161の一部、162の一部、163、164の一部、165の一部	柳ノクボ		柳ノクボ	215の1から215の4まで、216、217の一部、221の一部、222			デヨロウダ	380の一部、381、382、383の1		
池田	177の一部、178の一部、179の一部、181の一部			ハルキ	234、235の1、236の一部、238、239、240の一部、241の一部、242の一部、251の4の一部、252の1、253、255の1			セキノ内	264の2及び265の3の地先の水路である町有地の全部		
カヂヤシキ	183の一部、193の5の一部			ホドワカ	262の1、263			デヨロウダ	390、391の1、391の3、396の一部、397の1の一部		スゲサワ
本田ノクボ	194の一部、195の一部、202の1、202の2の一部			セキノ内	267の1、269、270の1の一部、270の2の一部、272の1の一部			シバ	398の1、400の1の一部		
クロタ	227の1の一部、228、230の1の一部、231の1、231の2、232、233の1の一部			高樋	205の一部、207から210まで、211の一部、212の一部		セキノ内	ノナカ	442の一部		
ハルキ	236の一部、240の一部、241の一部			ハルキ	247の2の一部、248の2の一部			堀田ケ谷	404、405、406の3		シバ
古市	164の一部、165の一部、168の一部	池田		スゲサワ	450の2の一部、453の一部			ノナカ	440の1の一部、440の2、441の1の一部、441の2の一部、442の一部、443の2の一部、443の5の一部		
カヂヤシキ	183の一部、188の一部、189の一部			大谷口	364の5、364の6の地先の水路である町有地の全部			スゲサワ	445の1の一部、446の一部		
	193の5の一部			丸山	351の2の一部、353の3、355の1			五代田	417の1及び419の10の地先の水路である町有地の全部		堀田ケ谷
柳ノクボ	217の一部	本田ノクボ		ウチハルキ	368の一部、369、370の地先の道路である町有地の全部		ウチハルキ		433の1の一部、433の2の一部		
本田ノクボ	195の一部、196の一部、197の一部、198の一部			デヨロウダ	380の一部			エテガトヲ	511		
柳ノクボ	218の一部	カヂヤシキ						ウチハルキ	465の2、471、477の2、478の1、478の4		ウ子
本田ノクボ	200の一部、201の一部、204							ウ子	466の一部、469の1の一部、469の2の一部、469		ノナカ
		クロタ									

	の7、470の1、470の2の地先の道路及び水路である町有地の一部
堀切土橋ノ本	518の一部
竹ケ谷	530の一部、531の4の一部、531の5の一部、532の1、532の2、532の3の一部、532の4の一部、532の5の一部
今在家	542の6、543から546まで、547の一部、548の一部、549の2の一部、613の9、613の10
大ダバ	569、570の1、570の2、571の1、571の2の一部、572の一部、576の一部、583の5の一部
エテガトヲ	524の一部、523の地先の道路及び水路である町有地の全部
堀切土橋ノ本	515の1に隣接する水路である町有地の全部
竹ケ谷	528の一部、529の1の一部
大ダバ	576の一部、577から581まで、582の1、583の5の一部
入道口	591の1の一部、591の2、592、593の2、594の2
竹ケ谷	538の一部、539の2、540の1の一部、540の2の一部、540の3、541

飯ノ川越

五代田

堀切土橋ノ本

今在家

	今在家	547の一部、548の一部、552の一部		竹ケ谷
	堀切土橋ノ本	518の地先の道路及び水路である町有地の一部		竹ケ谷
	入道口	591の2の地先の水路である町有地の全部		大ダバ
黒石	宮ノ串	1192の19	黒石	突合

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路等である町有地の一部を含むものとする。

高知県告示第25号

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立月見山こどもの森
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町大平80番地
情報交流館ネットワーク
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第26号

高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第5号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
室戸市浮津25番地1
室戸市
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第27号

高知県中小企業等協同組合法施行規程（平成19年9月高知県告示第600号）の一部を次のように改正する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直
第8条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。
別表第3備考2中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

附 則

この告示は、平成21年1月16日から施行する。

高知県告示第28号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立森林研修センター研修館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町四丁目1番35号
財団法人高知県山村林業振興基金
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市具同第二土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出がであった。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	橋田 楠夫	四万十市具同5824
〃	濱田 進	〃 〃 6902-1
〃	中山 太一	〃 〃 8576-10
〃	寺尾 節夫	〃 森沢2783-1
〃	大橋 長久	〃 〃 2724
監事	植村 邦茂	〃 具同8428-11
〃	安田 哲夫	〃 〃 5000
(就任)		
理事	濱田 敏彦	四万十市具同5297
〃	中山 浩一	〃 〃 8576-31
〃	稲原 康功	〃 森沢2798-イ
〃	渡辺與志男	〃 具同6752-1
〃	尾崎 一夫	〃 〃 7794-2
監事	尾崎 守	〃 具同4765-1
〃	寺尾 雄幸	〃 森沢2810-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る東又東部地区（弘見換地区）の換地処分を平成20年12月10日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（古城換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成21年1月16日から同年2月16日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（小野換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成21年1月16日から同年2月16日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了

後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（津賀換地区）の換地処分を平成20年12月22日に行った旨の届出があった。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年11月18日 20高都計第474号	南国市物部字新開乙 63番20ほか	愛媛県松山市久万ノ台224番地4 株式会社オリックスレンタカー四国 代表取締役 池内 茂

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定による技能教育のための施設として、平成20年12月25日付けで次のとおり指定した。

平成21年1月16日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
高知高等技術学校
高知市仁井田1188
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

測定基本実習 機械操作基本実習 溶接基本実習 熱切基本実習 プレス加工基本実習 安全衛生作業 コンピュータ操作基本実習	工業技術基礎
板金工作実習 プレス加工実習 試験及び検査実習 研削加工実習	機械実習
製図 展開図 CAD基本実習 トレース作業	機械製図
塑性加工概論 金属材料学 溶接法 測定法 安全衛生 板金加工法 プレス加工法 試験法及び検査法 塗装法 研削法	機械工作
機械工学概論 生産工学概論 材料力学 車体構造	機械設計

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第90号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

目次中「閲覧（第80条）」を「閲覧等（第80条・第80条の2）」に改める。

第54条中「法第189条第1項の規定により県委員会に提出され

た選挙運動に関する収入及び支出の報告書（次条において「収支報告書」という。）を「収支報告書」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第192条第4項の規定に基づき、県委員会が受理した法第189条第1項の選挙運動に関する収入及び支出の報告書（以下この章において「収支報告書」という。）の閲覧を請求しようとする者は、別記第28号様式の2による閲覧請求書を県委員会に提出しなければならない。

第55条の見出し中「閲覧」を「収支報告書の閲覧」に改める。
 第56条の見出し中「閲覧」を「収支報告書の閲覧」に改め、同条中「その閲覧」を「収支報告書の閲覧」に、「又は閲覧を」を「又は」に改める。

第19章の章名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。
 第80条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「第54条から第56条まで」を「第54条第2項、第55条及び第56条」に、「政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項に規定する報告書及び書面」を「収支報告書等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づき、県委員会が受理した同法第12条第1項若しくは第17条第1項の報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の書面又は同法第19条の14の政治資金監査報告書（次項において「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、別記第45号様式による収支報告書等閲覧又は写しの交付請求書を県委員会に提出しなければならない。

第19章中第80条の次に次の1項を加える。
 （政党の支部の支部報告書等の閲覧）

第80条の2 第54条から第56条までの規定は、県委員会が受理した政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第3項の都道府県提出文書の同条第5項の規定に基づく閲覧について準用する。
 別記第28号様式の次に次の1様式を加える。

第28号様式の2（選挙運動の収支報告書及び政党の支部の支部報告書等の閲覧請求書）
 （第54条関係）

閲覧請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所
 の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

公職選挙法第192条第4項（政党助成法第32条第5項）の規定に基づき、下記のとおり閲覧を請求します。

記

年	公職の候補者名及び選挙の名称又は政党（支部）の名称

選挙管理委員会記入欄（この欄は、記入しないでください。）

閲覧時間	年 月 日	年 月 日
	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分

別記様式に次の1様式を加える。

第45号様式（政治団体の収支報告書等の閲覧又は写しの交付請求書）（第80条関係）

収支報告書等閲覧又は写しの交付請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求します。

記

年	政治団体の名称	請求の区分
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
写しの交付枚数合計		枚

- 備考 1 収支報告書等の写しの交付については、高知県手数料徴収条例第2条の2の規定により、用紙1枚につき10円の収支報告書等写し交付手数料が必要です。
- 2 収支報告書等の写しの交付について、郵送を希望される場合は、収支報告書等写し交付手数料とは別に郵便料金が必要です。

選挙管理委員会記入欄（この欄は、記入しないでください。）

閲覧時間	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 年 月 日 午前・午後 時 分
交付年月日	年 月 日
手数料等	手数料 円（交付枚数 枚） 郵便料金 円
備考	

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第1号

平成21年1月16日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から重要検討事項に対する措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

20高行管第342号
平成20年11月25日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について

平成20年10月3日付け20高監報第8号で報告のありましたうえのことについて、重要検討事項とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

税務課（監査日：平成20年8月22日）

(1) 重要検討事項

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）システムについて

システムの運用が全くなされていないにもかかわらず、多額の負担金（平成19年度の負担金：税務課3,413,000円、警察本部5,871,000円、計9,284,000円。平成17年度以降の負担金累計額18,878,187円）を支払っていた。このシステムは、すべての都道府県で共同して管理・運用を行うことを前提としたものであるところから、負担金の支出についてはやむを得ない点も認められる。

しかしながら、先行している都府県の利用実績が極めて低迷している実態にあり、将来において当該システムの運用が打切られる可能性も否定できない状況にある。

したがって、当県において導入の見通しがあるのか、また、費用対効果の点から有効性が認められるかを十分に検討して、今後の支出の必要性を判断すべきである。

(2) 措置状況

ワンストップサービス（OSS）システムの現状については、IT新改革戦略、経済財政運営と構造改革に関する基本方針などにより、平成22年度までにオンライン利用率50パーセント以上の達成が目標とされており、平成22年度までに目標達成が困難であると認められるシステムについては、当該

システムの必要等の再検討を行い、その検討結果を適切に反映することになっています。

利用率については、先行して導入を行った10都府県の利用率も平成19年度においても0.73パーセントと依然低調です。

また、当システム導入については、本県でのマルチペイメントネットワークシステムの導入が前提となりますが、導入の見通しは立っていません。

こうした状況を踏まえた上で、今後全国協議会の方向や先行する大都市圏での利用状況、未導入の他県や他機関の動向、また、システム導入における費用対効果等を検討し、適正な対応を取っていきたいと考えます。

地震・防災課（監査日：平成20年8月1日）

(1) 重要検討事項

みんなで備える防災総合補助金は、防災マップの作成、避難訓練の実施、防災用品の整備など自主防災組織支援活動事業等に対して助成をするものである。

昨年度の監査で、事業内容の一部について妥当性に疑義が認められたことから、検討を求めたところ一定の改善がなされていた。しかしながら、今年度の監査においても、次のように不適切な事例が認められた。

よって、市町村に対する指導を強化するとともに、来年度から適正に事業が執行されるよう補助要綱の改正等について検討を求める。

ア 一部の市において、相変わらず世帯数を大幅に上回る防災マップの作成を行っていた。

イ 資機材の整備は、地区によってその内容が不統一であり、最低限必要な資機材の範囲が不明確である。

ウ 一部の市において、地区ごとに人口、世帯数が異なっているにもかかわらず、全地区の補助事業費が610,000円から650,000円までの範囲内にあり、かつ、ほとんどの地区が同額となっていた。

また、同じ業者から同じ物品を購入しているが、地区によって金額が異なる事例があり、総事業費を確保するためではないかと推測される。

(2) 措置状況

市町村への指導の強化と適正な事業の執行について、次のとおり対応することとしました。

ア 指摘事項の改善と補助事業の適正な執行について、10月8日に文書で市町村に通知しました。

イ 補助金の交付決定にあたっては、より厳正な審査を行うとともに、市町村担当者などで補助事業の適正な執行について指導します。

ウ 効果的な補助金の執行について検討したうえで、補助金交付要綱・要領を本年度中に改正します。

港湾課（監査日：平成20年8月27日）

(1) 重要検討事項

ア 高知ファズ株式会社に対する高知新港の野積場占有料の減免について

高知新港輸入物流ターミナル敷地のため、野積場15,332平方メートルの占有を高知ファズ株式会社に対して許可しているが、その際、占有料を3分の1減額し、1年間の占有料を20,219,850円（平成19年度）と決定している。

3分の1減額は毎年継続されているが、根拠は、平成10年3月23日付け9港振第93号高知河港事務所長あての「港湾施設の占有料の減免について（通知）」の港湾局長通知に基づいて行われている。

この通知では、「輸入促進基盤施設の用地となる野積場の占有料について、下記のとおり減免する・・・」と記載され、3分の1の積算根拠、免除適用期限及び附帯条件などは一切記載されていない。

平成9年度当時と現在では、県の財政状況や高知ファズ株式会社の経営状況も大きく変化していることから、今後も約1千万円もの免除をすることの必要性について検討を求める。

また、この減額は、実質的には高知ファズ株式会社に対する補助となら変わらないことから、透明性のある支援の在り方についても併せて検討を求める。

イ 係留施設及び野積場の使用料の収納事務委託について

須崎港の港湾区域及び臨海地区内における係留施設及び野積場の使用料収納事務の委託について、契約書第5条では、委託料の額を「乙（受託者）が各月に収納した使用料の100分の30に相当する額」としている。

しかし、業務の内容からすれば、使用料に連動して委託料が増減する要素は極めて少なく、むしろ人件費から積算すべき業務内容と判断される。

よって、他の港湾区域及び臨海地区内における係留施設及び野積場等の使用料収納事務の委託を含め、委託料の算定方法について検討を求める。

(2) 措置状況

ア 高知ファズ株式会社に対する高知新港の野積場占有料の減免について

平成10年に占有者となる高知ファズ株式会社から、同社が保有する倉庫等の賃貸料金を低く抑えることなどにより、高知新港の利活用を進めるため減免を求めてきたことに対し、同社の保有する倉庫等は、貿易の振興に欠かすことのできない公共的上屋としての性格を有する施設である等の理由で減免を適当と判断し、翌年度以降も減免を継続してきたものです。

しかし、減免の判断については、基本的に1年度単位で行うものですので、今後は、毎年度、減免について検討を

行うこととします。

イ 係留施設及び野積場の使用料の収納事務委託について各港湾の実態を調査し、人件費等をもとに適正な委託料が算定できるよう検討を行います。

会計管理局 (監査日：平成20年8月29日)

(1) 重要検討事項

ア 金抜設計書の取扱いについて

各課の電算処理委託契約及び鳥獣対策推進事業委託契約において、競争入札又は随意契約にかかわらず、相手方に金抜設計書を渡している事例が見られた。その際、金入設計書から単価及び金額は除いていたが、人役を除いていなかった。

そこで、以下の点について検討を求める。

(ア) 相手方に仕様書などの必要な書類を渡す必要はあるが、測量設計など建設工事に係る委託契約以外のものについて、金抜積算書を渡す必要があるかどうか明確ではないことから、どのような取扱とするのか。

(イ) 金抜設計書を渡すとした場合において、人役まで明示することの是非について。ちなみに、建設工事の金抜設計書では、歩掛（人役）も除いている。

イ 支出負担行為決議書第25号様式の（その2）の取扱いについて

平成4年11月30日付け4出第148号による出納室長通知によると、「契約書の作成等を伴わない」場合で、かつ、「物品代・修繕料・印刷製本費等の場合であって、省略しても支出負担行為の目的・内容等が明らかな」場合には、支出負担行為決議書第25号様式の（その2）を省略できることになっている。

しかしながら、この通知内容が拡大解釈され、果樹試験場では「ソフトボールの購入」に際して、また、幡多青少年の家では「芋のつる（苗）や芋・豆専用肥料、赤アミ・沖アミ等」の購入に際して、支出負担行為決議書第25号様式の（その2）が省略され、その必要性が記入されていなかった。

同様の事例は他の所属でも散見されるところであるが、支払証拠書類において支出の目的・内容が不明確であることは問題であり、適正な運用がなされるよう周知徹底することについて検討を求める。

ウ 用品等調達特別会計での物品の購入や印刷物の発注について

総務事務センターでは、用品等調達特別会計で各課が使用する物品の購入や印刷物の発注業務を集中的に行い、効率化を図っている。

ところで、現行の取扱いでは各課に発注方法の決定権限があり、総務事務センターでは、その発注方法の妥当性

を、最終的に判断できない状況にある。

例えば、毎月発行する定型的な印刷物の発注に際し、毎月の契約とするのか、あるいは年間契約とするのかについて疑義があっても総務事務センターには、それを変更する権限がなく、発注課の指示に従う状況となっている。

こうした運用は、効率的かつ適正な発注をするうえで問題であり、会計管理局として、疑義がある場合には必要な措置が執れるよう検討を求める。

(2) 措置状況

ア 金抜設計書の取扱いについて

建設工事に係る委託以外の委託契約においては、仕様書により業務内容を示し、相手方はその仕様書をもとに業務の確実な履行に必要な経費を積算することが原則であると考えます。

なお、新規参入業者が見込まれるものや前例の乏しい業務などについては、仕様書を補完する参考資料として、県が想定する人役を示した金抜設計書を提示することが、適切な積算を行うためには必要な場合もあると考えられますので、その際の留意点等については、高知県会計事務処理要領（会計事務ハンドブック掲載）において明記します。

イ 支出負担行為決議書第25号様式の（その2）の取扱いについて

支出負担行為決議書第25号様式（その2）は作成が原則であること、及び省略できる場合は限定されていることについては、これまでも会計事務研修の中で説明してきましたが、今後とも各所属で適切な対応がとられるよう努めていきます。

ウ 用品等調達特別会計での物品の購入や印刷物の発注について

総務事務センターでは、特別会計を設け、発注業務を集約化することで業務の効率化を図ることとしています。

発注については、その必要性、仕様の内容（機能）、発注単位（量）及び時期等を勘案して各課で責任をもって決定し、総務事務センターでは、助言できるものについて助言することが業務の効率化や責任の明確化など時代に合った事務処理であろうと考えます。

今後は、総務事務センターとして積極的に助言などを行い、より適正な発注となるよう努めていきます。

会計発第244号

平成20年11月27日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査結果に基づく措置について

平成20年10月3日付け20高監報第8号で報告のありました定期監査の結果について「重要検討とする事項」として指摘された件

につきましては、次のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

警察本部 (監査日：平成20年9月2日)

(1) 重要検討とする事項

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）システムについて

システムの運用が全くなされていないにもかかわらず、多額の負担金（平成19年度の負担金：税務課3,413,000円、警察本部5,871,000円、計9,284,000円。平成17年度以降の負担金累計額18,878,187円）を支払っていた。このシステムは、すべての都道府県で共同して管理・運用を行うことを前提としたものであるところから、負担金の支出についてはやむを得ない点も認められる。

しかしながら、先行している都府県の利用実績が極めて低迷している実態にあり、将来において当該システムの運用が打切られる可能性も否定できない状況にある。

したがって、当県において導入の見通しがあるのか、また、費用対効果の点から有効性が認められるかを十分に検討して、今後の支出の必要性を判断すべきである。

(2) 措置状況

ア ワンストップサービスシステム（以下「OSSシステム」という。）利用状況

OSSシステムは、現在、全国都道府県のうち、10都府県が導入・運用している状況にあります。

導入都府県のOSSシステムの利用状況等の推移は下表のとおりであり、わずかではありますが増加傾向を示しております。

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
申請件数	426	8,109	11,175	8,214
利用率(%)	0.13	0.59	0.73	1.49
導入県数	4(4)	6(2)	10(4)	10(0)
備考	1 平成20年度は、4～8月までの5ヶ月間の数値 2 ()内は、新規導入県を内数として計上			

また、OSSシステム利用率向上のため、国土交通省等

が中心となって、
 ○ 入力作業の簡素化、各種機能の付加
 ○ 新規登録手数料の値下げの検討
 ○ 自動車ユーザーへの周知
 等、OSSシステムの利用促進策を推進中であります。

イ 今後の必要性

今後の支出の必要性については、先行導入都府県における利用率の推移、未導入県の状況等を見極めながら、
 ○ マルチペイメントシステムの導入時期
 ○ OSSシステムの導入時期及び導入に向けた予算要求時期
 ○ OSSシステムの利用率向上方策
 等について県の関係機関等と協議・検討を進めながら判断してまいります。

招 請 公 告

次のとおり、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務の一般競争入札参加申請を招請します。

平成21年1月7日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 業務の概要

(1) 対象業務

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務

(2) 対象業務の内容

高知県土木部建設管理課ホームページ
http://www.pref.kochi.jp/~k_kanri/nyusatsu/johkasenta.html に掲載する浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一般競争入札公告（4の(5)において「公告」という。）による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、この業務に係る契約を締結した日から平成21年3月31日までの間は、現在業務を請け負っている事業者からの技術指導を受け、支障を来すことのないように当該業務を引き継ぐことを義務付ける。

(4) 履行場所

高知市高須304
 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この業務の一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 平成20年8月高知県告示第531号（平成21年から平成23年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により入札参加資格が認められること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(4) この招請公告の日から当該業務の申請書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

3 入札参加申請等

(1) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課 下水道担当

電話番号088-823-9854

電子メールアドレス171801@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 申請書の提出方法

(1)の提出場所に持参し、又は郵送する（書留郵便によるものに限る。）こと。

(3) 申請書の提出期間

平成21年1月7日（水）から同月20日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（郵送による場合は、平成21年1月20日午後5時30分までに(1)の提出場所に必着すること。）。)

(4) 入札書の提出期限

平成21年2月16日（月）午後5時30分（郵便等による入札の方法に限る。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成21年2月20日（金）午前10時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟臨時会議室

開札には、入札参加者の立会を認める。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条及び第10条の規定による。

(3) 契約の保証

この業務に係る契約の締結時に、当該業務の受託者が業務を請け負うことが困難となった場合に、受託者に代わって業務を請け負うことができる保証人を求める。保証人は、落札者が共同企業体であっても、単独事業者でなければならない。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(5) その他

この業務の一般競争入札に係る入札の参加方法、入札の方法、落札の決定方法その他の詳細は、公告を参照すること。

5 Summary

(1) Eligibility conditions for procurement contracts: Comprehensive maintenance and management service at Takasu Sewage Disposal Center

(2) Time limit of application for tender: 5:30 P.M. on Tuesday 20 January 2009

(3) Time limit for tender: 5:30 P.M. on Monday 16 February 2009

(4) Documents required to be filled when submitting offers are available at: Parks and Sewerage Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi Prefecture 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9854 Email: 171801@ken.pref.kochi.lg.jp